うつくしま行財政改革大綱

平成15年6月 福島県行財政改革推進本部

<このページは空白です>

目 次

				Į
第	1		基本的考え方	
		1	策定の理由	2
		2		3
		3		3
		4	H. () () () () () () () () () (4
		5	進行管理	4
			_ ,, ,, , , ,,	
第	2		具体的方策	
		1	具体的方策の体系	5
		2	推進内容	8
			県民等との連携・協働	
			1 県民の自主的活動の促進と県民とのパートナーシップの形成	
				8
				8
				9
			2 県民意見の反映	
				0
				0
				0
				1
			3 わかりやすい情報の提供	
			(1) 新しい時代に対応した広報の推進 1	2
			(2) わかりやすい情報の発信 1	2
			(3) 県政情報センター等の充実1	3
			市町村との分担・連携	
			1 相互の役割分担に基づく連携と協力	
			(1) 県と市町村との新たな関係のあり方等の調査・研究 1	4
			(2) 市町村との連携・協力の推進1	4
			2 市町村に対する支援	
				5
			()	5
			3 市町村への権限移譲の推進1	6
			行財政システムの確立	
			1 新たな改革への取組み	
			(1) 成果重視の行政運営 1	7
			(2) 現場重視の行政運営1	7
			(3) 人材の育成 1	8
			(4) 新人事制度の検討1	8
			(-)	8
			2 これまでの改革の深化・徹底	
			(1) 健全で柔軟な財政構造 1	9
			(2) 組織機構の見直し 1	9
			(0) = 3 7(1) 0 1= 2	0
			() > > > >	1
			(*) ***********************************	1
			(*)	2
		_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
		3	- 具体的取組みに関する個別表	5

第1 基本的考え方

1 策定の理由

新長期総合計画「うつくしま 2 1」に掲げる<u>県づくりの理念</u>に基づき、<u>基本目標</u>をより効果的、効率的に達成していくため、以下のような認識の下、新たに「うつくしま行財政改革大綱」を策定し、引き続き行財政改革に取り組んでいきます。

地方分権改革は、時代の大きな潮流となっている。いまだ、国と地方の役割分担に基づく事務の再配分や税財源配分の課題が残されているものの、分権の趣旨を自らのものとし、その実を上げる「実行の段階」に移っている。こうした中、<u>分権型社会</u>にふさわしい課題への対応能力と行財政運営能力が求められている。

急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、組織や職員の意識を改革し、県民に対するサービスの質的向上を図っていくことが求められている。

国・地方を通じた大幅な財源不足の中で、国においては、地方財政制度の 構造を抜本的に転換する検討がなされているなど、本県財政がこれまでにも 増して極めて厳しい状況に直面する事態が予想される。

これまでの行財政改革の取組みにおいて、新たな制度の導入などを行ってきたが、これらについて検証をしながら、さらに深化させていくことが重要である。

県づくりの理念:「一人ひとりが大切にされ、いきいきと生活できる社会の形成」と「持続的発展が可能な地域社会の形成」の2つを県づくりの理念としています。

基本目標:「地球時代にはばたくネットワーク社会~ともにつくる美しいふくしま~」を基本目標としています。

分権型社会:地域住民による各種の新しい運動の展開や自治への住民参画による住民主導の行政が行われ、また、地域住民の多様なニーズに即応する総合的で、かつ、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的な行政サービスが提供される社会をいいます。

2 目 標

社会経済情勢の急激な変化や地方分権改革の潮流の中で、県民及び市町村との関係のあり方や行財政運営システムを再構築していくという観点から、次のとおり、「うつくしま行財政改革大綱」の目標を設定します。

- < 行財政運営の枠組み(パラダイム)の転換
 - 分権型社会にふさわしい行財政システムの確立 >

3 方向性と視点

(1) 県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -

分権型社会においては、県民、<u>NPO</u>、企業など多様な主体との連携・協働によって個性的で活力ある地域づくりを進めることが一層重要となります。また、人と人とのつながりを大切にしながら地域社会の再生を目指す「共生の論理」とも言うべき、新しい考え方が求められてきています。

こうした考えから、「県民参画」を視点として、県民等の自主的活動を促進するための方策、県民の意見を県行政に反映させるための方策を実施し、さらには民間活力の活用を図るなど、県民等との連携や協働により、分権型社会にふさわしい県民とのパートナーシップの形成が図られるよう取り組みます。

(2) 市町村との分担・連携 - 住民基本の視点

地方分権の進展に伴い、市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、 自立性の高い行政運営を行うことが期待されており、県はそれを補完するとい う役割になると考えています。

こうした考えから、本県が提唱してきた「<u>新市町村主義</u>」の理念の下、「住民基本」を視点として、分権型社会にふさわしい市町村との分担・連携が図られるよう取り組みます。

(3) 行財政システムの確立 - 組織風土の改変:

成果・現場重視の視点

社会経済情勢の急激な変化や地方分権改革が進展する中で、新しい時代にふさわしい行財政システムにしていくことが求められます。

このため、限られた財政的、人的資源の効果的、効率的な投入により、21世紀の新しいネットワーク社会である「美しいふくしま」の実現に向け、

「成果・現場重視」の視点から、分権型社会にふさわしい行財政システムの確立と組織風土の改変が図られるよう取り組みます。

NPO:特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などの、あらゆる分野における営利を目的としない民間組織を指します。

新市町村主義:価値観の多様化に対応し、住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる生活の実現 を図るためには、住民に身近な行政主体が、住民の視点に立って、住民生活に密着した分野の行政 を担うべきであるという考え方です。

4 計画期間

3年間(平成15年度~平成17年度)を計画期間とし、急激な社会経済情勢の変化を踏まえ、スピードを重視した行財政改革を推進します。

5 進行管理

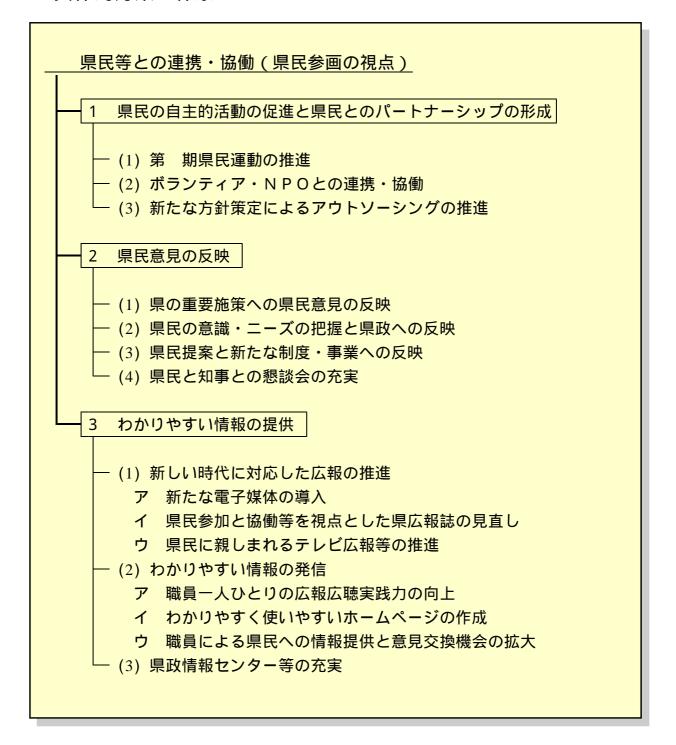
全庁的観点から、効果的かつ着実に実施するため、福島県行財政改革推進本部において進行管理します。

また、民間有識者からなる「福島県行財政改革推進委員会」に各年度の推進状況を報告し、意見をいただきながら行財政改革を推進するとともに、県民に対して推進状況を公表します。

第2 具体的方策

前記第1の基本的考え方に基づき、次のとおり行財政改革に具体的に取り組むものとします。

1 具体的方策の体系



市町村との分担・連携(住民基本の視点) 相互の役割分担に基づく連携と協力 ─ (1) 県と市町村との新たな関係のあり方等の調査・研究 - (2) 市町村との連携・協力の推進 ア 市町村と共同したパートナーシップ推進事業の実施 イ 市町村との情報ネットワークの高度利用の推進 2 市町村に対する支援 ― (1) 地方分権に伴う諸課題への取組みに対する支援 - (2) 合併に向けた取組みに対する支援 3 市町村への権限移譲の推進

行財政システムの確立(組織風土の改変:成果・現場重視の視点)

1 新たな改革への取組み

- (1) 成果重視の行政運営
- (2) 現場重視の行政運営
 - ア 予算の枠配分等の実施
 - イ 職員定数の枠配分等の実施
- (3) 人材の育成
 - ア 人材育成基本方針の策定
 - イ 相互の知恵が交流する組織風土の醸成
 - (4) 新人事制度の検討
- (5) 地方独立行政法人制度の導入に向けた取組み

2 これまでの改革の深化・徹底

- (1) 健全で柔軟な財政構造の確立
- (2) 組織機構の見直し
 - ア F・F型行政組織等の効果的な運営など不断の組織の見直し
 - イ 部局を超えた機構改革の検討
- (3) 電子県庁の推進
 - ア ITを活用した業務改革の推進
 - イ 申請・届出オンラインシステムの構築
 - ウ 電子入札・納品システムの構築
 - エ 電子文書管理システムの構築
- (4) 政策評価制度の機能向上
- (5) 外郭団体等の見直し
 - ア 公社等外郭団体の見直し
 - イ 県立病院事業の見直し
 - ウ 企業局事業の見直し
 - エ 県立医科大学医学部附属病院運営の見直し
 - (6) 個別業務の見直し等
 - ア 県立社会福祉施設のあり方の見直し
 - イ 農業改良普及事業の見直し
 - ウ 省エネ、省資源等の推進
- 3 定数の削減

2 推進内容

県民等との連携・協働

1 県民の自主的活動の促進と県民とのパートナーシップの形成

< 推進方向 >

県民、NPO、企業などによる個性的で活力のある地域づくりの活動など、地域における多様な主体の自主的活動を促進するとともに、ボランティア・NPO 等との連携や協働を推進するための取組みを行います。

取組項目

(1) 第 期県民運動の推進

(P.26 参照)

民間との協働による第 期<u>県民運動</u>を通して、県民の自主的活動を促進する環 境整備を行います。

"うつくしま、ふくしま。"県民運動:福島県の将来イメージである「21世紀の新しい生活圏-美しいふくしま - の創造」を、県民総参加で実現しようと平成3年から始まった運動のこと。シンボル事業として平成7年に「ふくしま国体」、平成13年に「うつくしま未来博」を開催し、平成14年にスタートした第 期県民運動(平成14年度~18年度)は、「本当の意味で県民一人ひとりが主役になれるような運動の仕組みづくり」をすることにより県民運動を推進していきます。

(2) ボランティア・NPOとの連携・協働

(P.28 参照)

ボランティア・NPOは、21世紀をともに創るイコールパートナーであるとの考えの下、平成15年3月に策定した<u>「福島県におけるNPOとの協働に関する指針」</u>に基づき、NPOとの事業協働を全庁的に推進します。

現在、県内の<u>揺籃期にあるNPO</u>が成長・発展するために、組織基盤を強化し活動しやすい環境を整備するための支援策を講じていきます。

「福島県におけるNPOとの協働に関する指針」:福島県における県とNPOとの協働を推進するための基本的な考え方と施策展開の方向を示したもの

協働:上記指針では「それぞれの組織体の主体性・自主性を前提としつつ、相互の存在意義を認識し、尊重し合い、相互に持てる資源を出し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、公共的サービスを提供する活動」と定義しています。

揺籃期にあるNPO:組織的な活動や事務遂行力、資金調達力等が未だ弱く、自立した運営 基盤として安定していないNPOを指します。

(3) 新たな方針策定によるアウトソーシングの推進 (P.30 参照)

NPO、ボランティア等との連携・協働による事業執行や、規制緩和等を踏まえた民間活力の活用を図る観点から、現行の「事務委託推進の基本方針」(昭和46年制定)に替わる新たな方針を策定し、アウトソーシングを積極的に推進します。

アウトソーシング:一般的には「外部委託」と訳され、業務の一部を外部機関へ委託や発注などを行うことですが、企業においては、コスト削減のみがその目的ではなく、自社が経営上最も強みを発揮できる中核的業務への経営資源(ヒト、モノ、カネ)の集中化などにより経営強化を図るため、非中核的業務について外部(Out)の資源(Source)を積極的に活用する戦略的経営手法の意味で主に使用されています。

その手法は多種多様であり、従来の業務委託のように、基本的に委託者側が定めた仕様書等にそって受託者が実行していくという内容から、委託者と受託者が協働の関係を持ち、互いの専門知識や技術やノウハウを活用しあうものまで含まれます。また、委託業務の範囲も業務の一部だけではなく、例えば、中核業務である商品開発以外の総務、経理、営業、製造等まで広く委託している例もあります。

近年は、行政分野においても、New Public Management (新公共経営)理論に基づき、行政運営コストの削減にとどまらない、行政サービスの向上を主眼として、民間手法を取り入れた行政経営の刷新を図る一手法として取り上げられています。

2 県民意見の反映

< 推進方向 >

分権型社会においては、県民の主体的参画による政策づくりや事業執行、県民 の評価や意見を踏まえた行政運営を行っていくことが重要となります。

このため、分権型社会にふさわしい、県行政への県民参画を進めるための取組 みを行っていきます。

取組項目

(1) 県の重要施策への県民意見の反映

(P.32 参照)

県の重要な施策に関する条例や計画を決定する過程において、県民の意見等を 反映させる仕組みである「うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)」 (平成14年10月より実施)の積極的活用と一層の周知を図り、県の重要施策 の決定に際して、県民からの意見を反映していきます。

また、附属機関等の委員の公募を推進します。

(2) 県民の意識・ニーズの把握と県政への反映

(P.34 参照)

県政の重要なテーマに関する県民の意識やニーズを把握し、政策形成の基礎資料とすることを目的に実施している「<u>県政世論調査</u>」について、タイムリーなテーマ選定や調査結果の活用の拡大などを図り、一層的確な県民意向等の把握と県政への反映に努めていきます。

また、調査結果や政策への反映状況を県ホームページ等に掲載し、お知らせしていきます。

県政世論調査:政策形成等のための基礎的な資料とすることを目的として、毎年、層化多段無作為抽出法により県内の18歳以上の男女 1,000 人を対象に実施する調査です(平成15年度からは、20歳以上の男女1,300人を対象に実施しています。)。

(3) 県民提案と新たな制度・事業への反映

(P.36 参照)

県民との連携・協働をさらに進めていくという観点から、「<u>県民提案制度</u>」について、広報により一層の周知を図るなど、多くの提案がなされる環境づくりに努めます。

また、インターネットの特長(即時性・双方向性・随時性)を活用し、提案者への迅速な回答や提案及び回答内容をホームページ等で随時公表していきます。

引き続き県ホームページ上に「お問い合わせ」コーナーを設け、県民からの問い合わせ等を募集します。

情報通信技術の目覚ましい進展を受けて、インターネットを活用し、県民参加による電子会議室を検討するなど新たな電子広聴にも取り組みます。

県民提案制度:県政に関する新たな制度の創設や事業の実施などについて、インターネット、手紙、はがき、FAXにより県民から提案いただく制度です。

(4) 県民と知事との懇談会の充実

(P.38 参照)

県政に関する身近な問題や地域の振興などについて、県民が直接知事と話し合う「知事を囲む懇談会」について、幅広い県民が参加できるよう工夫するとともに、懇談内容を広く県民へ周知を図るなどその充実に努めていきます。

3 わかりやすい情報の提供

< 推進方向 >

県民等との連携・協働を実現するためには、行政が持っている情報をわかりやすく県民に提供することにより、県民と県とが情報を共有し相互に意見交換が行えることが必要となります。

このため、分権型社会にふさわしい、県民参画に資するわかりやすい情報提供 の取組みを行っていきます。

取組項目

(1) 新しい時代に対応した広報の推進

(P.40,41,42 参照)

ア 新たな電子媒体の導入

メールマガジンや動画配信、インターネット広告などブロードバンド時代にふさわしい広報手段の方向性を調査研究し、新たな電子媒体を可能なものから順次取り入れていきます。

イ 県民参加と協働等を視点とした県広報誌の見直し

県民参加と協働、情報の共有・交換、ネットワーク化、新しい価値観などの視点から、県広報誌の抜本的な見直しを行います。

ウ 県民に親しまれるテレビ広報等の推進

県民にとって県政が一層身近なものとなるよう、製作番組の内容の充実を図る とともに、手話通訳番組を拡大していきます。

(2) わかりやすい情報の発信

(P.44,46,48 参照)

ア 職員一人ひとりの広報広聴実践力の向上

<u>広報広聴マニュアル</u>を活用し、職員一人ひとりが広報広聴担当者であるとの自 覚を一層高め、県全体の広報広聴機能のレベルアップを図ります。

また、ユニバーサルデザインの理念を積極的に取り入れて、よりわかりやすい 情報提供を進めます。

イ わかりやすく使いやすいホームページの作成

<u>ホームページ作成ガイドライン</u>の周知徹底などを図り、メールマガジン・動画などにも対応した、だれにとっても「分かりやすくて使いやすいホームページ」を目指します。

ウ 職員による県民への情報提供と意見交換機会の拡大

これまで個別に実施してきた<u>県政講座</u>を全庁的に拡大し、担当職員などによる 県民への情報提供や意見交換を積極的に推進します。

また、講座の一覧表などを県のホームページ上等でわかりやすくお知らせしていきます。

広報広聴マニュアル:職員一人ひとりが効果的な広報広聴活動を実践できることを目指した手引き。平成15年4月作成。

ホームページ作成ガイドライン:県のホームページにおいて、各グループ等が作成するページに全体としての統一性を持たせ、「分かりやすく、そして使いやすい」ホームページを目指す基準を示した指針。平成14年4月作成。平成15年5月改訂。

県政講座:県民、市民活動団体、学校、市町村などが主催する一定規模の集会・会合等に県職員が出向いて県の事務事業を説明し、意見交換等を行うこと。

(3) 県政情報センター等の充実

(P.50 参照)

県民への情報提供サービスなどを行っている<u>県政情報センター・県政情報コーナー</u>のあり方について検討するとともに、行政資料等を充実させ、それらの資料をデータベース化して県のホームページに掲載するなど、より利用しやすく、わかりやすい県政情報の提供に努めます。

県政情報センター:県庁西庁舎1階にある、県民からの公文書、自己情報開示請求の受付けを 行うほか行政資料等の閲覧等ができるセンター。

県政情報コーナー:県北を除く各地方振興局にある、県民からの公文書、自己情報開示請求の 受付けを行うほか行政資料等の閲覧等ができるコーナー。

市町村との分担・連携

1 相互の役割分担に基づく連携と協力

<推進方向>

「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」に掲げる「新市町村主義」の考え 方に基づき、住民基本の視点から、分権時代における県と市町村との関係のあり 方などについて検討するとともに、相互の連携・協力による効果的・効率的な行 政を進めていきます。

取組項目

(1) 県と市町村との新たな関係のあり方等の調査・研究 (P.52 参照)

今後、規模・能力において多様な市町村の現出が予想されることから、合併の 状況を見据えつつ、県と市町村の役割分担や相互の連携・協力のあり方とともに 広域自治体としての県のあり方について調査・研究を行います。

(2) 市町村との連携・協力の推進

(P.54,56 参照)

ア 市町村と共同したパートナーシップ推進事業の実施

地方分権の進展による市町村の役割の拡大、少子高齢化の進行や厳しい財政事情など市町村を取り巻く状況が大きく変化する中で、地域づくり、新たな行政システムの構築、行財政運営の効率化等の視点から、それぞれの地域の課題を県と市町村とのパートナーシップの下に共同で解決する事業を実施していきます。

イ 市町村との情報ネットワークの高度利用の推進

平成13年10月に整備された総合行政ネットワークへの全市町村の接続を通して、セキュリティ対策を講じつつ、情報の交換、共有化などネットワークの高度活用を推進し、市町村との連携・協力の下、より効率的、効果的な住民サービス提供の方策を検討・実施していきます。

2 市町村に対する支援

< 推進方向 >

地域のあり方は地域自らが決定するという地方自治の考え方に基づき、市町 村の意思を尊重しながら、可能な支援を行っていきます。

取組項目

(1) 地方分権に伴う諸課題への取組みに対する支援

(P.58 参照)

地方分権が本格的な実行段階を迎えている中にあって、市町村は、地域の総合的な行政主体であることが求められており、より効率的な行政体制の確立と行財政基盤の強化を図るための自主的・主体的な検討・取組みを行っていますが、平成15年1月に策定した「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、市町村の判断・取組みを尊重しながら、イコールパートナーとしてともに考え、支援に努めていきます。

(2) 合併に向けた取組みに対する支援

(P.59 参照)

市町村合併についての自主的・主体的な検討の結果、合併を選択した市町村に対しては、平成15年1月に策定した「福島県市町村合併支援プラン」に基づき、合併協議に対する支援、人的支援、行政体制整備のための支援、財政的支援等、市町村の求めに応じてできる限りの支援を実施していきます。

3 市町村への権限移譲の推進

< 推進方向 >

市町村からの要望等を踏まえた権限の移譲を進めます。

取組項目

事務処理特例制度に基づく権限移譲

(P.62 参照)

市町村からの要望等を踏まえながら、市町村が、主体性と責任を持って事務を 完結でき、また、市町村行政の総合性の確保が図られるよう、事務処理特例制度 に基づく積極的な権限移譲を推進します。

また、移譲事務の処理に必要な経費の交付を、うつくしま権限移譲交付金交付要綱に基づき行っていきます。

行財政システムの確立

1 新たな改革への取組み

<推進方向>

成果重視の行政運営を図るため、目標管理による業務運営手法を導入すると ともに、現場(実際に事務・事業を実施している組織や職員)重視の行政運営 を図るための取組みを進めます。

また、分権型社会にふさわしい人材育成、人事制度の確立に取り組むととともに、地方独立行政法人の導入について検討します。

取組項目

(1) 成果重視の行政運営

(P.64 参照)

組織目標を定めて、<u>PDCAサイクル</u>を活用しながらその達成を目指す目標管理型の行政運営手法を検討し、導入します。

PDCAサイクル:目標、計画を定め(Plan) これを実行記録し(Do) その実行実施状況を点検し(Check) 見直し、改善する(Action)という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組み。

(2) 現場重視の行政運営

(P.66,68 参照)

集権的に行なう部分と分権的に行なう部分のバランスにも配慮しながら、現場の権限を強化し、現場実態に応じた創意工夫や迅速な意思決定を行える行政システムとしていくため、以下の取組みを行います。

ア 予算の枠配分等の実施

事業を実施している各部局が、その責任と主体性のもとに総合調整機能を発揮できるよう、<u>予算の枠配分</u>の拡大と<u>執行権限の強化</u>を図ります。

予算の枠配分:予算担当部門の予算調整の範囲を縮小し、各部局での判断に基づく編成が可能 な予算を設けること。

予算執行権限の強化:予算の執行段階における事業開始の決定、契約締結等に関する決裁権者 や予算担当部局への合議が必要なものの範囲の見直しを行い、各部局に責任を持たせ主体性をより発揮できるようにすること。

イ 職員定数の枠配分等の実施

各部局の責任と主体性の下に職員の配置が可能となるよう、定員の枠配分と再配置権限の強化を図ります。

(3) 人材の育成

(P.70,72 参照)

分権型社会にふさわしい職員の育成と、日常業務を通して不断に事務改善を行っていく風土を醸成する取組みを行います。

ア 人材育成基本方針の策定

地方分権時代にふさわしい職員の育成を図るための基本方針を策定し、人材の 育成に総合的に取り組みます。

また、基本方針に基づいた効果的な研修を行います。

イ 相互の知恵が交流する組織風土の醸成

職員一人ひとりが日常業務を通して「もっと効果を出すためには」「もっと効率をよくするためには」といった意識で改善を積み重ねていく組織風土を醸成するため、職員提案制度を再編し、新たな仕組みを作っていきます。

職員提案制度:県の施策又は事務事業の改善に関する提案を奨励することにより、行政効果の 向上を図ること等を目的として、審査及びほう賞する制度。

(4) 新人事制度の検討

(P.74 参照)

国における公務員制度改革の動向も踏まえ、以下の取組みを行います。

人材育成の観点から、職員の能力や業績を適正に把握し、職員の勤務意欲の向上につながる公正・公平でかつ透明性が高い新しい評価制度・給与制度について検討します。

また、多様化、複雑化、高度化する県民ニーズに対応した施策の展開を図るため、多様な人材の確保・活用について取り組んでいきます。

(5) 地方独立行政法人制度の導入に向けた取組み

(P.76 参照)

平成16年4月から導入される見込みの<u>地方独立行政法人</u>制度について、対象 となっている業務ごとに、適用の可否などの検討を行い、可能なものから導入を 図ります。

地方独立行政法人:「住民の生活及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人」をいいます。

2 これまでの改革の深化・徹底

< 推進方向 >

行財政改革プランに基づくこれまでの改革の成果を引き継ぎ、改革のさらなる深化・徹底が図られるよう取り組みます。

また、個別業務について新たな視点からの改革に取り組みます。

取組項目

(1) 健全で柔軟な財政構造の確立

(P.78 参照)

財政構造改革プログラムに基づく取組み

県財政の健全化を図るため、<u>財政構造改革プログラム</u>に基づき、「歳入に見合った収支均衡型の財政構造への変革」と「重点推進分野への財源の重点的・優先的配分の徹底」を基本方針として、歳入の確保及び歳出の削減などあらゆる取組みを行います。

〔歳入面〕: 税収の確保、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売却 など

[歳出面]: 総人件費の抑制、事業見直し、内部管理経費の削減 など

財政構造改革プログラム:国・地方を通じた大幅な財源不足が今後とも続いていくことが予測されることや、国において地方財政制度の抜本的な改革が予定されていることなど、本県の財政が更に厳しい状況に直面する事態が想定されることから、21世紀のふくしまを支える健全で柔軟な財政構造へ変革するため、「歳入に見合った収支均衡型への財政構造への変革」と「重点推進分野への財源の重点的・優先的配分の徹底」を財政構造改革の基本方針として、平成13年10月に策定したもの。平成14年度当初予算編成から平成16年度までを集中改革期間とし、その後の2年間を体力回復期間として、歳入歳出の見直しを行っています。

(2) 組織機構の見直し

(P.80,82 参照)

ア F・F型行政組織等の効果的な運営など不断の組織の見直し

時代に対応した組織運営システムと職員意識にするための改革として、平成 15年度から本庁機関には「<u>F・F型行政組織</u>」、出先機関には「<u>グループ制</u>」を 導入しましたが、今後の具体的運用を通して、さらに、より良い組織運営システムを目指していきます。

F・F型行政組織:従来の課や係を廃止し、県の長期総合計画や各部の基本計画などの政策体系に基づき、(政策)領域とグループに再編するとともに、職制も再編して意思決定の段階(ピラミッド)を少なくすることにより、ライン型からスタッフ型の職制に転換を図り、「政策を基

本とした組織運営」、「スピード感のある組織運営」、「柔軟な組織運営」、「現場を重視した組織運営」、「職員の能力と組織総合力の向上が図られる組織運営」を目指す組織。

グループ制:従来の係等を大括りにし、組織をフラット化することにより、意思決定の迅速化、 弾力的な組織運営、責任の明確化を図った組織。

イ 部局を超えた機構改革の検討

事務、事業の再配分を通して、より効果的・効率的な施策実施ができる組織と するため、部局を超えた機構改革について検討します。

(3) 電子県庁の推進

(P.84,86,88,90 参照)

<u>イグドラシル・プラン</u>に基づき、電子県庁の実現を目指して以下の取組みを行います。

また、組織内情報システム(イントラネットシステム)を活用し、<u>ナレッジマ</u>ネジメントへの取組み等による事務事業の効率化を図ります。

イグドラシル・プラン:情報通信基盤が高度に整備され、県民が電子情報によるサービスをいつでも、どこでもあまねく享受できるような本県の電子社会の方向性を示す方針。北欧の神話に登場するすべての大地に根と枝葉を伸ばしている巨木(イグドラシル)のように、世界に繋がる情報通信網がうつくしまの大地にしっかりと根を下ろし、やがて張り巡らされた根から様々な木が育って、全体として電子社会を支える森となることをイメージして、「イグドラシル・プラン」と名付けています。

ナレッジマネジメント:個人が持つ知恵や知識などを共有することで、新しい知恵を作り出し、 それを創造的な仕事につなげること。

ア ITを活用した業務改革の推進

県民サービスの向上と行政事務の効果的・効率的な執行を目指して、「ITを活用した業務改革指針」を策定し業務改革を推進するとともに、県が保有する情報や個々の職員の知識・知恵を相互に活用する取組みを進めます。

イ 申請・届出オンラインシステムの構築

県への申請や届出について、インターネットを通じ手続きを行うことができる「申請・届出オンラインシステム」の構築に取り組んでいきます。

ウ 電子入札・納品システムの構築

公共事業等について、県民への情報提供の充実、行政の透明性の向上、業務の 効率性などに資する電子調達を推進するため、「電子入札・納品システム」の構築 に取り組んでいきます。

エ 電子文書管理システムの構築

増大する電子文書に対応するとともに、文書事務の効率化や紙の減量化を推進するため、ITを利用し、収受・起案・決裁・施行・保存・廃棄といった一連の文書事務の流れのシステム化に取り組んでいきます。

(4) 政策評価制度の機能向上

(P.92 参照)

新長期総合計画「うつくしま 2 1」が掲げる施策目標の達成を目指し、一層の成果の重視や客観性の向上に取り組みます。

また、これまで企画調整部、総務部(財政、人事担当組織)と各部局が共同で行ってきた事業評価を、庁内分権を進めるためにも、各部局が主体的に評価に取り組み、結果を共通の情報として活用するよう取り組みます。

政策評価制度:行政が実施している施策や事務事業の成果を、行政自らが住民の視点に立って 点検評価し、その結果を次の企画に活かすことによって政策の質的向上を図るための行財政改革 の一手法です。

(5) 外郭団体等の見直し

(P.94,96,98,100 参照)

社会経済情勢の変化等を踏まえ、公社等外郭団体、県立病院事業、企業局事業、 県立医科大学医学部附属病院運営について、抜本的な見直しを行い、具体的な改 革を進めていきます。

ア 公社等外郭団体の見直し

「<u>公社等見直しに関する実行計画</u>(平成14年度策定)」に明示した工程表に基づき、統廃合や業務改善などを着実に実施していきます。

公社等見直しに関する実行計画:公社等の統廃合等の見直し内容について、具体的な措置・ 方法や手順・時期等を明示した計画書であり、平成14年12月に県行財政改革推進本部にお いて決定。

イ 県立病院事業の見直し

平成14年度包括外部監査の結果等を踏まえ、運営・経営の効率化や県民サービスの向上など経営等の改善方策や時代の変化に対応した役割・あり方について、「県立病院事業改革委員会」(外部有識者で構成)の意見を踏まえながら検討を行い、その結果に基づき具体的方策を実行していきます。

また、経営責任の明確化や機動的な病院経営が期待できる体制の早期整備に向け、地方公営企業法の全部適用への移行を図ります。

地方公営企業法の全部適用:地方公営企業法について、「財務関係規定」のみの適用ではなく、任意適用とされる「組織や身分に関する規定」を含めた法全ての規定を適用すること。現在、知事が有している権限のほとんどを引き継ぐ管理者を設置することにより、経営責任の明

確化、機動的な病院経営ができる体制が確立され、公営企業である病院事業として、企業の経済性のさらなる発揮が期待できます。

ウ 企業局事業の見直し

<u>既存事業</u>と今後の事業経営のそれぞれの<u>方向性</u>を決定するとともに、これらの 方向性を実現するための実行計画を策定し、これを着実に実施していきます。

(既存事業:工業用水道事業、電気事業、地域開発事業 等)

既存事業の方向性:平成15年2月に県行財政改革推進本部の企業局事業見直し部会において決定。工業用水道事業については一層の外部委託(アウトソーシング)の推進、電気事業については民間への事業譲渡、地域開発事業については未分譲の工業団地等の早期完売(5カ年を目標)を目指す。

エ 県立医科大学医学部附属病院運営の見直し

平成14年度包括外部監査の結果等を踏まえ、病院の理念や運営に係る基本方針の確立、病院マネジメント機能の強化、病院経営の計画的改善等を図るための見直しを実施していきます。

(6) 個別業務の見直し等

(P.102,104,106 参照)

ア 県立社会福祉施設のあり方の見直し

<u>県立社会福祉施設</u>について、<u>社会福祉基礎構造改革</u>や社会福祉施設の管理運営 に係る規制緩和を踏まえて、施設の移譲や管理運営委託への民間参入を新たな視 点として加味しながら検討を行い、その結果に基づき見直しを図ります。

県立社会福祉施設:入所施設22(うち14施設は社会福祉事業団へ管理運営委託)

社会福祉基礎構造改革:昭和26年の社会福祉事業法の施行以来継続してきた社会福祉事業、 社会福祉法人、措置制度等の社会福祉に係る共通基盤制度について見直しが行われ、個人の選択 を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、個人の自立した生活を総合的に支援する ための地域福祉の充実を図ること等を目的とした改正が行われました。題名も、社会福祉事業法 から社会福祉法へ改正されました(平成12年6月施行)。

イ 農業改良普及事業の見直し

農業・農村を取り巻く情勢変化や農業改良普及員等にかかる<u>必置規制</u>の廃止又は大幅緩和が検討されている状況を踏まえ、農業改良普及事業の見直しを行います。

必置規制:法律等で、ある組織や職などを必ず置かなければならないと規定すること。農業改良普及事業においては、農業改良助長法により、改良普及員等や地域農業改良普及センターを置くことや、同センターの長は改良普及員をもって充てると規定されている。

ウ 省エネ、省資源等の推進

「<u>ふくしまエコオフィス実践計画</u>」に基づき、県が行う事務事業において、環境に負荷を与える電気使用量やコピー用紙使用量などについて数値化した目的・目標を設定し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、環境負荷低減に引き続き取り組みます。

ふくしまエコオフィス実践計画:福島県環境基本計画に基づく、県の一事業者・一消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための計画。計画期間:平成12年度~平成16年度。)

3 定数の削減

<推進方向>

行財政運営の一層の簡素・効率化に取り組み、定数を削減するとともに、適正 な定員管理に努めます。

(P.108 参照)